

気軽に相談 身近な窓口！

商工会議所及び商工会の相談窓口で
独占禁止法及び下請法に関する御相
談を受け付け、公正取引委員会に取り
次いでいます。

ぜひお気軽に御利用ください。



公正取引委員会に直接相談することもできます。

公正取引委員会の相談窓口

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1
中央合同庁舎 第6号館B棟
電話 03-3581-5471 (代表)

- 優越的地位の濫用・下請法についての相談…企業取引課
- 独占禁止法についての相談……………相談指導室

各地方事務所でも、御相談をお受けしています。

北海道事務所・総務課 電話 011-231-6300

東北事務所・総務課 電話 022-225-7095

中部事務所・総務課 電話 052-961-9421

近畿中国四国事務所・総務課
電話 06-6941-2173

中国支所・総務課 電話 082-228-1501

四国支所・総務課 電話 087-834-1441

九州事務所・総務課 電話 092-431-5881

内閣府沖縄総合事務局・公正取引室
電話 098-866-0049

まずは総務課に御連絡ください。



中小事業者の味方です！

独占禁止法 & 下請法

相談ネットワーク



公正取引委員会

(2014年2月)



公正取引委員会

独占禁止法 相談ネットワーク

取引先から下請代金を一方的に
減額された、
事業者団体での情報交換がどんな
場合に問題になるのかなど、
困ったことや疑問があったら…。



商工会議所

商工会



全国約 2,300 か所の相談窓口

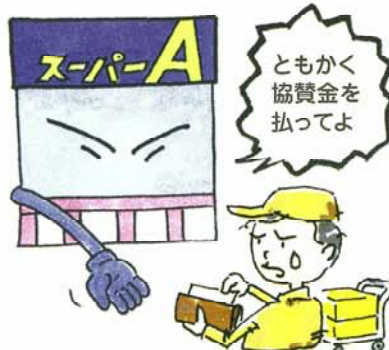


独占禁止法では、

公正かつ自由な競争を守るため、私的独占、カルテル・談合を厳しく規制しています。また、取引上優越した地位にある事業者が取引相手に対して、一般的な商慣習に照らして不当に不利益を与える“優越的地位の濫用”をはじめ、不公正な取引方法を禁止しています。

問題となった事例

Aスーパーは、
納入業者に対し、算出根拠、使途等を明らかにしないで、**納入業者の利益の範囲を超える額の協賛金を要請し、負担させた。**



Bコンビニエンスストアのチェーン本部は、
主要な納入業者に対し、全ての商品について、その一定個数を通常支払われる対価より**著しく低い対価で納入させた。**



Cホテルは、
仕入取引に影響のある役員や従業員等が、納入業者に対し、組織的かつ計画的に、ホテルで開催するディナーショーの**チケットの購入を要請し、購入を余儀なくさせた。**



D家庭用品等小売業者は、
店舗を閉鎖又は改装するときに、納入業者に責任がないのに、**販売しないこととした商品を納入業者に引き取らせた。**



下請法では、物品の製造・

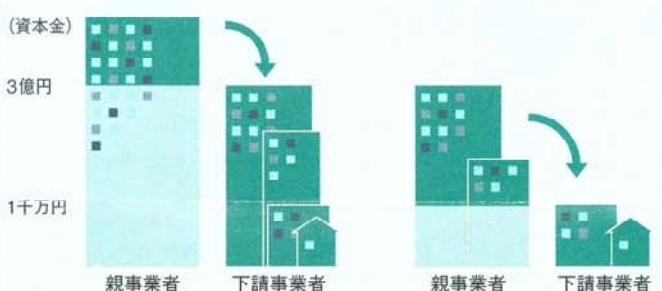
修理委託、情報成果物（プログラム、デザインなど）の作成委託、役務（各種サービス）の提供委託などの下請取引において、親事業者が下請事業者に対して優越的地位を濫用することを禁止しています。親事業者と下請事業者の定義は、資本金区分によって定められています。

親事業者は発注書面の交付も義務付けられています。

【親事業者と下請事業者の定義】

製造委託・修理委託及び
一部の情報成果物作成委託・役務提供委託 *1

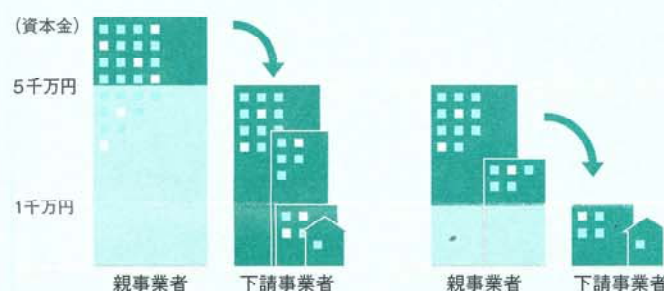
親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）



*1: プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの。

情報成果物作成委託・役務提供委託 *2

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

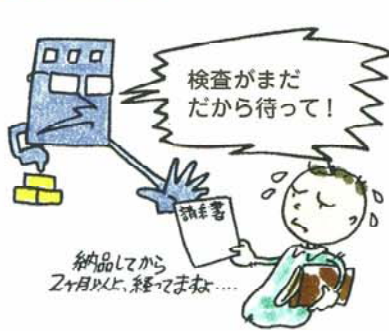


*2: プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く。

親事業者の禁止行為

❌ 下請代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から、60日以内で定めた**支払期日までに下請代金を支払わない**ことです。



❌ 買ったとき

同種・類似の物品や役務の一般的な対価より、**著しく低い金額を不当に定める**ことです。



❌ 下請代金の減額

下請業者に責任がないのに、発注時に決定した**下請代金を発注後に減額**することです。



❌ 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が自己のために、下請業者に金銭や役務などを提供させ、**不当に不利益を与える**ことです。



❌ 不当な給付内容の変更、やり直し

下請業者が負担した費用を支払わずに、発注後の取消・内容変更、受領後のやり直しをさせ、**不当に不利益を与える**ことです。



❌ 物の購入強制、役務の利用強制

正当な理由なく、親事業者が指定する物品や役務の購入、利用を下請業者に**強制**することです。



❌ 受領拒否

下請業者に責任がないのに、発注した物品・作成物の受領を**拒否**することです。



❌ 不当返品

下請業者に責任がないのに、発注した物品・作成物を受領後に**返品**することです。



❌ 割引困難な手形交付

下請代金の支払の際、一般の金融機関で割引困難な手形、長期の手形などを交付し、**不当に不利益を与える**ことです。

